

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故対策について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波は、東京電力福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失った上に、冷却機能も喪失し、大量の放射性物質が放出され、国際評価尺度で最も深刻なレベル7に位置づけられる重大事故に発展し、今なお深刻な状態が続いている。

この事故により、福島県では、立地町や周辺市町村で自治体とともに多くの人々が避難を余儀なくされており、避難生活の長期化から雇用と生活の場を失う不安に直面し続けている。

また、放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、農水畜産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など原子力事故の影響は個人から産業全般にも及んでおり、その深刻さも日々増している。

こうした中、避難を余儀なくされた人々は、近い将来には故郷に戻り、これまでの平穏な生活を取り戻したいとの思いを抱いて、過酷な避難生活に耐えている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理対応については世界の耳目を集めており、原子力政策を国策として推進してきた国は、人的、技術的支援を含めた世界の英知を集め、一刻も早い事態の収束を図り、福島県民、北海道・東北地域の住民、そして国民が安全と安心のもとで暮らすことができるよう、次の事項の実現について強く要望する。

1 原子力事故への対応

- (1) 原子力事故への対応については、東京電力から福島第一原子力発電所事故の収束に向けた工程表が示された後に1～3号機の炉心溶融が起こるなど深刻な状況が生じていたことが明らかになり、その見直しが発表されたが、多くの国民はその実現に大きな危惧を抱いている。原子力政策を推進してきた国は、事故収束対策にも積極的に関与し、東京電力に工程表に盛り込まれた対策を確実に実行させて一刻も早い事故の収束を図ること。また、その進捗状況を分かりやすく、丁寧に開示しながら取り組むこと。
- (2) 放射性物質の大気中への放出や汚染水の海洋放出は、より深刻な事態を避けるためであったとはいえ、本来あってはならない行為であることから、今後の収束に向けた取組においては、こうした行為を二度と繰り返すことのないよう、原子炉等の適切な管理を行うこと。
- (3) 今回の原子力事故によって、広域的かつ長期的な住民避難、さらには、役場機能の県外を含む広域的な移転など、現行の原子力災害対策特別措置法の想定を超えた事態が進行しており、現行法の下で避難者等への賠償問題も含めた生活支援、事故収束後の地域再生を進めることは困難であることから、原子力事故への対応、損害賠償、復興等を包括的に定める特別法を制定するとともに、原子力災害への対応から被災地の復興等を一元的に所管する組織を国に設置すること。
- (4) 被曝による晩発性障害に対する住民の不安は大きいものがあることから、国として長期間にわたり立地地域住民、福島県民及び国民の健康を管理する体制を構築し、国の責任において対応すること。
- (5) 避難者の一日も早く故郷に戻りたいとの思いに応え、今後の生活に夢と希望を持ち続けることができるよう、避難区域を解除する際の判断基

準及び解除予定時期を早急に示すこと。

2 正確で分かりやすい情報の提供

- (1) 今回の原子力事故により飛散した放射性物質は、立地県はもとより広範囲に拡散し、その影響は、飲料水、農林水産物、畜産物に及んでいることから、国は、その責任において大気中、飲料水、農林水産物、土壤等の環境放射能モニタリング体制を充実し継続的な測定を行うとともに、より詳細で分かりやすい大気中及び土壤の放射線量等分布マップを早急に示し、その測定結果及び科学的な知見にもとづく評価結果を国民に速やかに提供すること。なお、周辺の都県等が実施している測定費用について、国において必要な財政措置を講じること。

また、海洋に放射性廃液等が放出される事態が続き、漁業者や国民の不安を招いていることから、国においては、海洋モニタリングを強化し、その測定結果を踏まえ、国の責任において海洋生物や人体への影響の有無を評価し定期的に公表すること。

- (2) 放射性物質の影響及びその対応については、国民や地方自治体は専門的知識が乏しく、国によって示される指針等を大きな拠り所としているが、福島県内の学校等での屋外活動を制限する放射線量の基準を定める際には、その決定過程に疑念が持たれる報道がされるなど、国への不信感や不安感が国民の間で増幅している。

原子力事故後に策定された食品の安全基準や学校等の利用判断に関する基準等、放射性物質の取扱い等に関する各種基準については、決定過程での議論を含めその根拠や妥当性を公表するとともに、事故後の緊急措置として示された暫定値については、新たな基準値を早急に示すこと。

また、国に基準の策定を求めているにもかかわらず、未だその基準が

示されていないプールの使用等の基準については早急に策定するとともに、策定時には十分な説明を行い、国民の不安の払拭に努めること。

3 放射性物質の除去対策

今回の原子力事故により飛散した放射性物質は広範囲に拡散し、特に福島県民は、目に見えない放射性物質に対して不安に怯えながらの生活を余儀なくされている。福島県民の不安を解消し安心して生活することができる環境を取り戻すために、市街地、公園、通学路などを含め生活環境全体の放射性物質の除染について国の責任において確実に実施すること。特に、現在問題となっている下記事項について早急に実施すること。

(1) 放射線量の高かった校庭・園庭等の放射線量低減対策について処理方法が示されたが、校庭等の表土の改善のみならず、校舎等の壁面等の洗浄等の対策費用についても、国において全額負担すること。

(2) 福島県内の下水処理場において汚泥等から高濃度の放射性物質が検出されていることから、汚泥等の最終的な処分方法を早急に示すとともに、国の負担で処理すること。

(3) 立地地域及び周辺地域の主たる産業のひとつが第一次産業であり、当該地域の再建には農林畜産業を安心して継続できる環境が重要であることから、国は責任をもって農地等の土壌改良を行うこと。

また、放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法や死亡家畜の処理方法について、早急に対処方針を示すとともに、国の負担で処理すること。

(4) 地震・津波で発生したがれきが放射性物質に汚染された可能性が高いが、放射性物質を含む廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象外であり廃棄物処理施設において処理できないことから、国においてはその処理、処分のための法制度及び体制を整備し、基準を超

えた廃棄物の取扱方針を明確にするとともに、国の負担で処理すること。

4 風評被害対策

(1) 国の指示等により出荷自粛を求められた農家や酪農家は、今後の営農継続にも先の見えない不安を抱えており、また、出荷制限以外の品目及び水産物についても市場や流通関係者から忌避される風評被害が発生している。農林水産物等の安全性を確保し、農林水産業者等の不安を解消するため、原子力災害対策特別措置法に放射能汚染調査のための農林水産物や畜産物の収去権限、出荷制限に関する判断基準などを規定し、農林水産物等の安全性を体系的に確保できる制度等の整備を早急に図るとともに、出荷自粛等の解除に当たっては、判断基準に基づき迅速に行うこと。

(2) 工業製品に対する取引拒否など、放射能に対する過剰反応を示す企業もあることから、産業活動の正常化のため業界団体への指導を強化するとともに、悪質な事業者についてはその氏名等を公表できるようにするなど風評被害を払拭する取組を強化すること。さらに、円滑な輸出を行えるよう、国が海外各国に対して正確かつ積極的な情報提供を行うとともに、製品を輸出する際に安全・安心であることを証明する仕組みを国の責任において早急に構築すること。

(3) 避難先における人権侵害ともいえる放射線に関する風評被害も発生していることから、国民が放射線と健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、国による積極的な広報活動を行うこと。

5 原子力事故により被害を受けた産業等への支援

原子力事故の特殊性から避難生活が長期化することが想定され、避難地

域又は周辺地域で事業活動を行っていた商工業者は、事業活動の停止又は廃業を余儀なくされている。また、観光地では、風評被害もあって、観光客・宿泊客が大幅に減少し、従業員の解雇や廃業も検討せざるを得ない状況に追い込まれている。事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、原発事故に係る警戒区域外の事業者で広範な間接被害を受けたものを対象とする無利子の融資制度を創設すること。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

(1) 原子力災害に伴う損害は、避難者のほか、米の作付け制限、農林水産物等の出荷停止や避難指示地域及び周辺地域の企業活動の停止、さらには、農林水産物、加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害等、福島県内の産業全体に及び、近隣都県にも拡大している。今回の原子力災害に関する損害賠償について、国は先に決定した賠償支援の枠組みに従って被災者に対して責任を持って迅速かつ十分な賠償・補償を行うこと。なお、農林漁業者や中小企業者に対する損害賠償の仮払いの方針が示されているが、地域経済を維持していくためにはその早急な実現が極めて重要であるので、方針に基づき確実に対応すること。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会において「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」が示されたが、今後示される賠償等に関する指針の策定に当たっては、被災者や被災自治体等の意見を十分に聞き、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って風評被害や営業的損害などについても幅広く捉え、起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと。

なお、精神的損害は今後の検討に委ねられているが、避難等指示地域

の順次拡大による恐怖心や切迫感、放射性物質による長期的な健康不安など福島県民が被っている精神的苦痛は、今回の原子力事故に起因することは明らかであることから賠償等の対象とすること。

また、避難等指示区域以外の住民が自主避難した場合にあっても、国の初動対応や情報提供の不備により避難を迫られた状況であったことを踏まえ、子供や妊婦の安心を求めてのやむにやまれない避難については、その避難経費についても賠償の対象とすること。

7 原子力発電所立地地域の復興

(1) 原子力事故を一刻も早く収束し、立地地域及び周辺地域の復興に取り組まねばならないが、発電所の立地町や周辺町村の役場機能が県内外に移転し、住民も分散避難を強いられ、地域コミュニティの再生が大きな課題となっていることから、今後の当該地域復興の主体となる避難自治体に対して、行政機能の維持確保に加え、地域再生に向けた財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

(2) 立地地域及び周辺地域の復興に当たっては、国が、関係する住民及び自治体の意見を十分に踏まえ、住民が夢と誇りを持って生活ができ、世界に発信できる復興ビジョンを早急に示すこと。

また、復興ビジョンの策定に当たっては、歴史、文化及び立地環境など立地地域等の地域特性に配慮するとともに、今回の原子力事故の影響で福島県全体が大きな被害を受けていることから、福島県、ひいては東北全体の経済をどのように底上げするか、さらに、立地地域等で復興の主角となる若い世代が地域に定住できる雇用環境の確保が重要であることから、これらの視点を踏まえること。

なお、当該地域の復興に当たっても電源立地地域対策交付金等が充当

できるよう、交付金制度の拡充や弾力的運用を図ること。

8 原子力施設の安全対策について

- (1) 今回の原子力事故について、事業者及びオフサイトセンターを含む国の初期対応をはじめ事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供のあり方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。

また、国は今回の事故を受けて各事業者に原子力発電所の緊急安全対策を指示したところであるが、今後の原子力防災の観点からも、原子力発電所の耐震安全性、津波対策等については、改めて詳細な解析・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を早急を実施すること。

- (2) 今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力発電所を含む原子力施設に対する安全規制体制については、原子力安全・保安院を経済産業省から分離独立させるなど、客観性と信頼性を高めた体制の確立を図ること。